

投票所、開票所における撮影、取材並びに参観等について

1. 投票所(期日前投票所を含む)の撮影等について

- (1) 投票所においては、檜枝岐村選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)又は投票管理者が立入りを禁止する区域での撮影等は不可とします。ただし、当委員会または投票管理者が管理運営上、自らが当該行為をする場合を除きます。
- (2) 新聞社、放送局、出版社、通信社、インターネットメディア、フリージャーナリスト(以下「報道機関等」という。)が当該行為をする場合は、原則として当委員会が指定する日までに届け出たうえで、報道倫理に則り当該行為を行ってください。
- (3) 選挙人の許可を得た場合を除き、選挙人が判別できるような撮影や投票の記載内容が判読できるような撮影はしないでください。

2. 開票所の撮影等について

- (1) 投票所においては、当委員会又は開票管理者が立入りを禁止する区域での撮影等は不可とします。ただし、当委員会または開票管理者が管理運営上、自らが当該行為をする場合を除きます。
- (2) 報道機関等が当該行為をする場合は、原則として当委員会に対し事前に受付を行ったうえで、報道倫理に則り当該行為を行ってください。
- (3) 報道機関等が当該行為をする場合は、投票の記載内容が判読できるような撮影等はしないでください。

3. 開票の参観について

- (1) 開票を参観できる方については、次のとおりとします。
  - ① 本選挙において檜枝岐村の選挙人名簿に登録されている方(公職選挙法第 69 条)
  - ② 福島県政記者クラブ加盟の報道機関及び当委員会又は開票管理者の許可を得たその他の報道機関等より各 1 名

※感染症予防対策として、来場前に検温と合わせて体調に異常がないことをご確認のうえお越しください。マスク着用及び手指消毒へのご協力もお願いいたします。

(2) 参観等ができる区域

参観および撮影等ができる区域は、当委員会が指定しますので、指示に従ってください。

(3) 開票妨害の禁止

開票作業中は静粛にし、大声・奇声を発するなどして開票作業を妨害してはなりません。開票所では、携帯電話等の電源を切るかマナーモードにしてください。やむを得ず通話をする際には、開票所から退出し、廊下等で静かに通話をしてください。

上記の他、秩序を乱す行為があると当委員会または投・開票管理者が判断した場合は、退出していただきますので、ご注意ください。